

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	味の素株式会社		コード	2802
提出日	2020/6/2	異動(予定)日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議され、また、該当状況についての説明を更新するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	齋藤泰雄	社外取締役	○													△			訂正・変更	有
2	名和高司	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
3	岩田喜美枝	社外取締役	○														○			有
4	土岐敦司	社外監査役	○														○			有
5	引頭麻実	社外監査役	○														○	新任		有
6	天野秀樹	社外監査役	○													△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	齋藤泰雄氏は公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)の副会長を務めておりましたが、2019年6月末をもって退任しております。また、同氏は2019年6月まで公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「TOCOG」という)の理事を務めておりました。JOCと当社との間には味の素ナショナルトレーニングセンターの使用に関する契約に基づく取引等があり、TOCOGと当社との間には東京2020オフィシャルパートナーシッププログラム契約に基づく取引がありますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、当期における当社からJOCへの支払額は、JOCの2020年3月期の経常収益の0.5%未満であり、当期におけるJOCから当社への支払額は、当社の当期連結売上高の0.01%未満であること、また同氏はTOCOGの業務執行者ではなかったことから、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。	齋藤泰雄氏は、外交官として培った豊かな国際経験と深い知識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役に就任いただいております。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	名和高司氏が代表を務める株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、研修の業務委託契約に基づく取引がありますが、当期における当社からの支払額は、320万円であるため、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。	名和高司氏は、大学院の経営管理研究科教授として深い知見および外資系コンサルティング会社等における豊富な実務経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有し、独立、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役に就任いただいております。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3		岩田喜美枝氏には、企業経営および企業の社会的責任に関する高い見識ならびに女性の活躍支援、ダイバーシティ推進等に関する豊富な知見を活かし、社外取締役として、独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役に就任いただいております。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4		土岐敦司氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、特に会社法に関する深い知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただけると判断し、社外監査役に就任いただいております。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5		引頭麻実氏は、証券会社やシンクタンクに長年勤務し、幅広い見識と豊富な経験を有するほか、証券取引等監視委員会委員を務められ、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであり、その知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただきたいと考えております。以上のことから、同氏を新たに社外監査役候補者としたものであります。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6	天野秀樹氏は、有限責任監査法人に所属しておりましたが、2016年6月に同監査法人を退職しております。同監査法人と当社との間には、従前より業務委託等の取引がありますが、2020年3月期における当社から同監査法人への支払額は、同監査法人の直近事業年度(2019年6月期)における年間業務収入額の0.01%未満であり、同監査法人から当社への支払はありません。なお、6月24日の定時株主総会の終結の時をもって当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人が任期満了により退任となり、監査役会は有限責任監査法人を会計監査人の候補者として決定しておりますが、天野秀樹氏は本決定に関する監査役会の決議には加わっておりません。	天野秀樹氏は、公認会計士としての専門的な知識と国内・海外での豊富な経験を有しており、その財務・会計に関する知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただけると判断し、社外監査役に就任いただいております。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

<p>当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。</p> <p>(1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者</p> <p>(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者</p> <p>(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)</p> <p>(4) 最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者</p> <p>(5) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(二親等内の親族)</p> <p>① (1)から(4)までに掲げる者</p> <p>② 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)</p> <p>③ 最近1年間において、②または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者</p> <p>(注)</p> <p>1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。</p> <p>2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。</p> <p>3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。